

計画策定の概要について

1. 趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第 4 条に規定する「地域福祉の推進」のため、同法第 107 条第 1 項の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。

本市でも、多様化する地域福祉の課題に対応し、地域社会のふれあいの中で誰もがいきいきとした生活を送れるよう、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を計画期間とする「八潮市地域福祉計画」及び平成 29 年度から平成 33 年度(令和 3 年度)までの 5 年間を計画期間とする「第 2 期八潮市地域福祉計画」を策定しました。

第 2 期の計画期間が本年度で終了となるため、新たな地域福祉の課題等に対応した「第 3 期八潮市地域福祉計画」(計画期間は令和 4 年度から令和 8 年度を予定)を策定する必要があります。

〈社会福祉法での位置づけ〉

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2. 策定の体制について

① 計画検討のための庁内体制

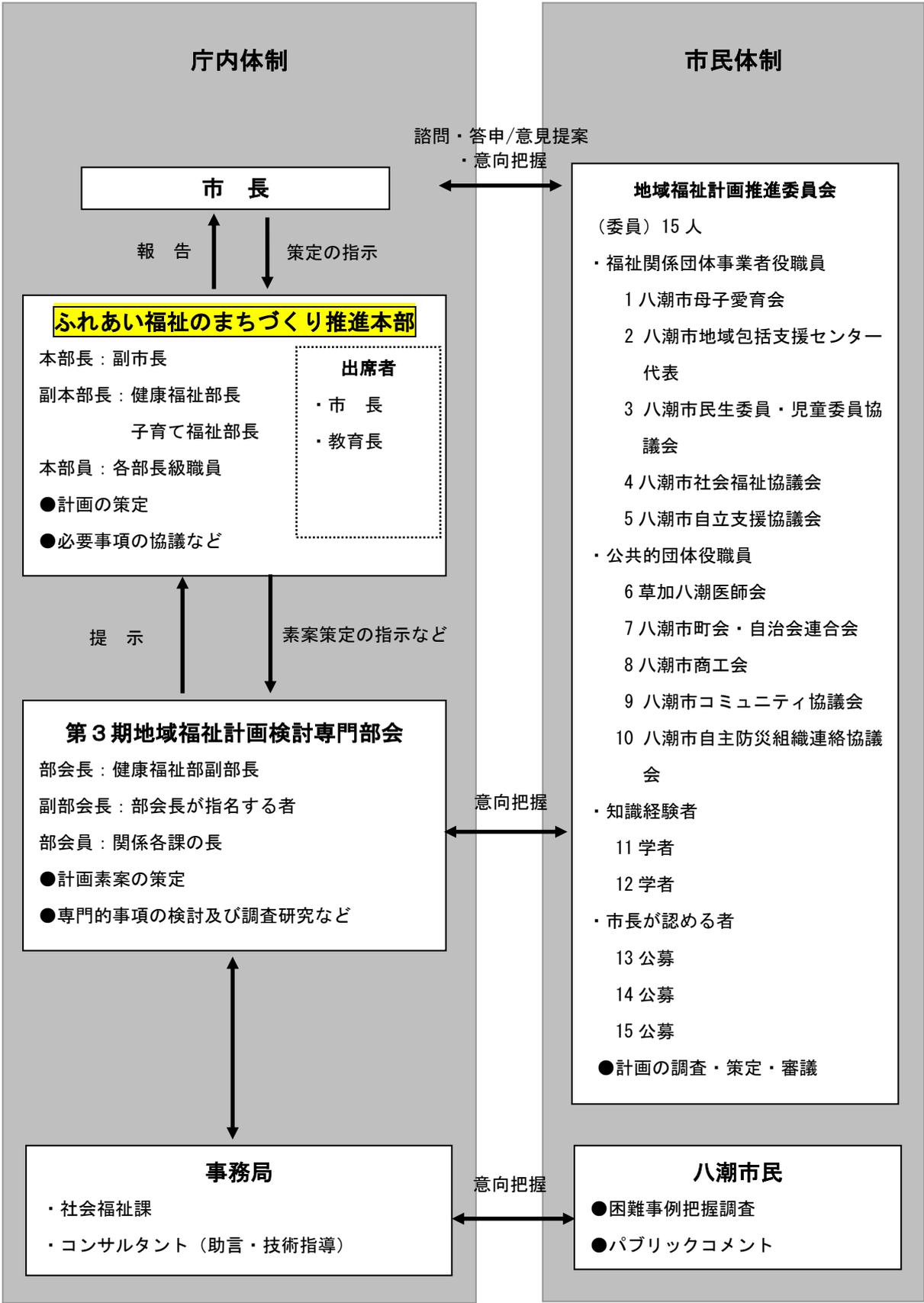
ふれあい福祉のまちづくり推進本部、地域福祉計画検討専門部会

② 市民体制

地域福祉計画推進委員会(附属機関)

※裏面参照

第3期計画の策定体制



3. 策定のポイントについて

- (1) 各福祉個別計画との整合
 - ・第8期八潮市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画
 - ・第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画
 - ・第7次八潮市障がい者行動計画 第6期八潮市障がい福祉計画

- (2) 本市の他の計画との整合
 - ・第5次八潮市総合計画
 - ・八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略 等

- (3) 国や県の福祉施策との整合
 - ・第6期埼玉県地域福祉支援計画（令和3年度から令和5年度）

- (4) 第2期八潮市地域福祉計画の総括
 - ・成果、課題等の整理
 - ・第3期計画への反映

- (5) 地域福祉を取り巻く新たな課題やニーズの把握・整理
 - ・重層的支援体制整備事業への対応 等

※第2期の基本理念や基本目標、施策内容については裏面参照

第2期八潮市地域福祉計画の将来像、基本理念等

将来像

人と地域の絆を大切にし、
誰もが安心していきいきとした生活を送ることのできるまち

共通理念

地域における多様な主体がそれぞれの役割を担いながら協働し、
福祉の力を高める地域づくり

基本目標と施策体系

基本目標	施策の柱	施策の内容
1 【絆づくり】 ともに手を携え互いに 支え合う地域づくりの推進	1 地域における絆づくりの推進	1 コミュニティ活動の促進
		2 地域における新たな相互支援システムの構築
2 【人づくり】 地域福祉意識の高揚と 地域福祉を支える 担い手づくりの推進	1 地域福祉意識の高揚	1 地域福祉に対する意識の啓発
	2 地域福祉を担う人材と 活動団体の育成・支援	1 地域福祉を担う人材の育成と そのための支援 2 地域福祉を担う活動団体の育成と そのための支援
3 【安全・安心な暮らしづくり】 安全に安心して生きがい を持って住み続けられる 地域づくりの推進	1 地域における包括的支援 ネットワークづくりの推進	1 市民の権利擁護の充実 2 様々な福祉課題に対する相談・ 支援体制の充実 3 地域生活を支える保健・医療・福祉の 連携体制の充実
	2 地域における社会的孤立 防止対策の推進	1 地域における社会的孤立防止対策の推進
	3 生きがいづくりと社会参加・ 参画の促進	1 誰もがいきいきと生活するための 社会参加・参画の促進
	4 新たな社会問題解決の施策	1 生活困窮者（子どもの貧困を含む） 支援対策の推進 2 災害時要援護者支援対策の推進

4. 困難事例把握調査について

(1) 調査目的

専門機関において様々な困難を複合的に抱え問題が深刻化している事例やそれらの問題に対する組織としての取組など、本市における地域福祉の課題を専門的により深く把握するとともに、困難事例に取り組む上で課題となっていることや課題解決に向けて取り組むべきことなどを把握するため、専門機関を対象とした困難事例把握調査を実施します。

(2) 調査対象専門機関

分野	専門機関名
① 高齢者	・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所
② 障がい者	・八潮市障がい総合相談窓口コネクト ・特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所
③ 子ども	・家庭児童相談室 ・八潮市教育相談所 ・健康増進課（保健センター）随時相談 ・にじいろ子育て相談室 ・子育て相談（わんぱる） ・やしお子育てほっとステーション
④ 地域	・八潮市社会福祉協議会

(3) 調査項目

調査項目
1. これまでに扱った困難事例
2. 困難事例に対する課題
3. 課題に対する対応
4. 対応にあたっての不都合等
5. 課題解決にあたり期待すること
6. 現在扱っている困難事例

(4) 調査方法・調査期間

- ① 郵送による配布・郵送またはFAXによる回収（記名式）
- ② 令和3年6月14日（月）～令和3年7月2日（金）